

猪情公審答申第1号

令和3年1月26日

猪名川町長 福田 長治 様

猪名川町情報公開審査会

会 長 園 田 寿

猪名川町情報公開条例第12条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

令和2年12月3日付猪企第252号で諮問された、部分公開決定に対する審査請求について、別紙のとおり答申します。

答 申 書

1 審査会の結論

令和2年10月26日付、猪情第16号の2で猪名川町長（以下「実施機関」という。）が行った「平成30年度道の駅いながわアドバイザリー業務に係る道路・交差点設計等業務委託報告書」の部分公開決定（以下「本件決定」という。）は、妥当である。

2 審査請求に係る経緯

令和2年10月 5日 審査請求人は、実施機関に対し猪名川町情報公開条例（平成10年12月22日条例第26号。以下「条例」という。）第5条の規程により公開請求を行った。

令和2年10月26日 実施機関は、条例第7条の規程により本件決定を行い、その旨を令和2年10月30日に審査請求人に通知した。

令和2年11月11日 審査請求人は、本件決定について、これを不服として実施機関に対して審査請求を行った。

3 審査請求に係る処分の内容

令和2年10月26日付 猪情第16号の2による「情報部分公開決定通知書」に関する本件決定

4 審査請求の要旨及び理由

(1) 審査請求の要旨

上記の決定を取り消し、次の部分公開とした情報の公開決定を求める。

- ① 平成31年1月11日開催の第1回打ち合わせ協議録の2.確認事項において非公開とした部分
- ② 平成31年4月25日開催の第2回打ち合わせ協議録の2.交差点において非公開とした部分
- ③ 令和元年5月29日開催の第4回打ち合わせ協議録【説明事項】において非公開とした部分
- ④ 令和元年6月7日開催の第5回打ち合わせ協議録【確認事項】において非公開とした部分
- ⑤ 令和元年6月21日開催の第6回打ち合わせ協議録1.交差点計画において非公開とした部分

⑥ 令和元年12月26日開催の第8回打ち合わせ協議録【確認事項】において非公開とした部分

(2) 審査請求の理由

本件決定において公開しないこととされた部分は、非公開情報に該当しないため。

5 実施機関の弁明

審査請求に対する実施機関の弁明は、おおむね次のとおりである。

平成30年度道の駅いながわアドバイザー業務に係る道路・交差点設計等業務委託報告書は、町が道の駅いながわ活性化基本計画に基づく事業をPFI手法により実施するため、事業者からの事業提案を募集するために必要な事業計画地の基礎情報を収集することを目的とし、業務委託をした業者から提出された報告書である。審査対象文書にかかる非公開の部分については、町の機関内部若しくは機関相互間または町の機関と国、他の地方公共団体若しくはこれらに準ずる団体の機関との間における意思形成過程の情報であり、現時点において内部的に若しくは相互に調査または検討中の事項で、最終的な意思決定に至っていない未成熟な情報である。

このような未成熟な情報が公開された場合、誤解を招く恐れがあり、無用な混乱を生じさせたり、外部圧力の要因となり関係者間での自由で十分な意見交換が行われなくなるなど、互いの信頼関係が損なわれる恐れがある。

したがって猪名川町情報公開条例第9条第3号に該当するものであり非公開は妥当である。

6 実施機関の弁明に対する審査請求人の反論

実施機関の弁明に対する審査請求人の反論は、審査請求書及び口頭意見陳述により次のとおりである。

平成30年度道の駅いながわアドバイザー業務に係る道路・交差点設計等業務委託報告書は、業務発注者である猪名川町が委託事業者より業務の成果を提出させたものであり、調査結果や調査業務に関する確認事項等の協議録が示されている。実施機関が言うような、今後の協議事項に影響が出るような性質の文書ではなく、調査結果として当然に公開されるべきものである。なお、個人情報に係る部分について開示を求めているものではない。

また、当該報告書は令和2年10月2日に開催された総務建設常任委員会の決算審査の場で、成果物として実施機関よりその全てが公開された。ただし、決算審査の場では、

書類を確認している間は決算審査の審議が中断するため、実際には閲覧が難しい状況下で公開されたものであり、後日、情報公開の手続きを行い当時公開された内容を確認しようとするものである。

7 審査会の判断

本件審査請求において、審査請求人及び実施機関は、非開示とした部分について、意思形成過程情報であるかを争っている。また、実施機関より猪名川町議会に対して公開された情報であることで当然公開されるべき情報であるかを争っている。そのため、審査会では審査請求のあった6箇所について意思形成過程情報に該当するか、猪名川町議会に対して公開された情報の取り扱いについての2点について判断した。

(1) 意思形成過程情報（条例第9条3項該当性について）

まず、条例第9条3項該当性について検討する。同号は、町の機関内部若しくは機関相互間または町の機関と国等との間における審議、検討、調査、企画、研究等に係る意思形成に著しい支障が生ずると認められる情報は適用除外事項とするものである。

これを踏まえ当審査会で本件対象公文書を見分したところ、実施機関が非公開とした情報は、いずれも交差点等における交通規制に関することであり、実際の協議に至った情報ではなく未確定情報であることが認められた。また、PFI手法による事業者募集を実施するための基礎調査であり、未確定な情報によって今後の意思形成過程に支障が生じる可能性があることを確認した。

請求対象の情報は、審査請求人が求める委託業務の成果物ではあるが、実施機関において地形測量や地質調査などの調査結果については既に町ホームページで公開されている。非公開決定となった部分については、PFI手法による事業者募集を行うための調査であり、意思形成過程における対象公文書であると認める。

(2) 猪名川町議会に対して公開された情報の取り扱い

猪名川町議会に対してどのような条件のもとで情報が開示されたかを確認した。総務建設常任委員会の決算審査は令和2年10月2日に公開の場で開催された。その際に、平成30年度道の駅いながわアドバイザー業務に係る道路・交差点設計等業務委託報告書は簿冊3冊を会議室に設置された机上で公開された。公開の条件として、次のとおり確認されていた。

- ・ 総務建設常任委員会の決算審査当日に限り閲覧を許可された公文書である。
- ・ 閲覧を許可されるのは、総務建設常任委員会の決算審査当日に委員長より許可され

た委員のみである。

- ・ 当該公文書を閲覧している時間は決算審査の審議が中断される。
- ・ 総務建設常任委員会の決算審査の会場には録音機器等の記録媒体の持ち込みは禁止されている。

以上の限られた条件下で閲覧を許可されたものである。そのため、当該公文書に関しては実質的には一般に公開を認めていない公文書であったことを確認した。

この状況から、総務建設常任委員会の決算審査という、限られた環境での閲覧が認められていたものであり、審査請求人が主張する猪名川町議会に対して公開された公文書であるとは断定できない。

以上のことから総合的に審査を行ったところ、「1 審査会の結論」のとおり答申する。

8 審査の処理経過

本諮問案件に係る審査の処理経過は、概ね次のとおりである。

年月日	内 容
令和2年12月 2日	諮問書の受理 弁明書の受理
令和2年12月 3日	諮問案件の審議（弁明書の確認）
令和2年12月14日	諮問案件の審議（口頭意見陳述の実施確認）
令和2年12月24日	審査請求人及び実施機関からの口頭意見陳述並びに諮問案件の審議
令和3年 1月20日	諮問案件の審議（答申内容の確認）
令和3年 1月26日	答申

9 猪名川町情報公開審査会委員

本諮問案件における審査会の委員は、次のとおりである。

職 名	氏 名
会 長	園田 寿
副会長	浅田 英範
委 員	井上 佐江子
委 員	住野 敦浩